

令和 8 年度

富津漁港水産生産基盤整備及び県単漁港整備合併工事

(富津地区浚渫)

特記仕様書

第 2 種漁港 富津漁港

富津市 富津

千葉県南部漁港事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
3. 本特記仕様書に定めない事項については、千葉県「土木工事共通仕様書」のほか、水産庁漁港漁場整備部編集「漁港漁場関係工事共通仕様書」、国土交通省港湾局編集「港湾工事共通仕様書」の定めによるものとする。

第 2 条 工 期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み、契約の日の翌日から 1 5 0 日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	7 0 日間
後片付け期間	3 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	ランク 1
その他の作業不能日：年末年始等	6 日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間
- ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事

第4条 一般施工

1. 当該工事区域においては、工事前に敷設物等調査確認を行い、細心の注意を払い工事を実施するものとする。
2. 海洋投入作業時に影響があると判断される海底敷設(設置)物が確認された場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。
3. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
4. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
5. 本工事において使用する機械は、排ガス対策型・低騒音型機械を標準とする。

第5条 工事中の安全確保

1. 工事休止中は作業船団を安全な区域に移動するものとし、移動できないときは、事故防止の安全対策を講じるものとする。
2. 工事作業時には、安全監視船を配置すること。

第6条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」(旧「建設副産物情報交換システム(COBRI S)」)により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用推進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等の基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

- 1) 本工事により発生する建設発生土8,914m³は、片道2.0kmの富津漁港沖へ運搬し、覆砂するものとする。

第7条 段階確認

1. 受注者は、下記の施工段階において段階確認を受けなければならない。この際受注者は工種、細別確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び確認箇所については、監督職員が定めるものとする。

○浚渫工 完了時（事後調査完了時）

第8条 震災対策

1. 地震発生時の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第2章 施 工

第9条 一般事項

1. 本工事は、航路・水域外の水深の確保及び泊地を増深するために水底土砂の浚渫を行う工事である。
2. 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、安全かつ効率的な作業が可能な作業船を選定するものとする。
3. 別添図面において赤着色した区域を、所定の深さまで浚渫するものである。
規定水深 航路・水域外 － 3.0m 泊地 － 2.5m

第10条 土砂の運搬経路

1. 受注者は、施工の効果、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。

第11条 バックホウ浚渫

1. 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。
2. 受注者は、既設構造物に影響が無いように十分検討して施工しなければならない。

3. 既設構造物に変状が見られた場合は、直ちに作業を中止して監督職員に報告し、指示に従うこと。

第12条 覆砂

1. 浚渫土砂については、2.0kmの富津漁港沖へ運搬し覆砂すること。なお、覆砂時期については、関係機関と調整のうえ決定することとし、監督職員に工程表を提出すること。また、必要に応じて関係機関にも工程表を提出すること。
2. 覆砂箇所に変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。

第13条 作業船のえい航について

1. バックハウ浚渫船及び土運船のえい航は、京浜港を基地として片道のえい航費を計上している。
2. バックハウ浚渫船及び土運船のえい航は、当該港への入出港は書面等をもって確認し、入出港が基地港と異なる場合については、監督職員と協議しなければならない。
3. バックハウ浚渫船及び土運船のえい航において、付属船の配備が必要となる場合は、回航許可書等により監督職員と別途協議しなければならない。
4. バックハウ浚渫船及び土運船のえい航において、その他の疑義が生じた場合は監督職員と別途協議しなければならない。
5. えい航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

第3章 施工環境監理者について

第14条 施工環境監理者の配置

本工事は、施工環境監理者の配置を義務付けた工事である。

第15条 目的

周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

第 16 条 施工環境監理者の業務内容

- 1 周辺海域の自然環境に対する検討
- 2 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- 3 関係機関との連絡調整

第 17 条 施工環境監理者の資格

「技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者」と同等以上の能力と経験を有する者とは、建設業法の 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者とする。

- 1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、「水産土木の指定学科」という。）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下、「水産土木業務の実務経験期間」という。）が 2 年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が 4 年以上に達する者
- 2 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が 4 年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が 6 年以上に達する者
- 3 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が 6 年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が 8 年以上に達する者
- 4 上記（1）から（3）以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が 10 年以上に達する者

(注) 水産土木業務とは、水産土木事業の計画、調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務をいう。

第 18 条 施工環境監理者の選任

原則として施工環境監理者は専任とする。但し、密接な関係にある二件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。
また、主任技術者、監理技術者、現場代理人と兼務できるものとする。

第 19 条 実施体制の表示

施工計画書に施工環境監理者の氏名及び該当する資格を記載するものとし、これに変更が生じた場合には、遅滞なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

第 20 条 資格証明書の携行

施工環境監理者は工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った資格証明書を携行することとする。

第 4 章 そ の 他

第 21 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：PDF データ
- (3) 特記仕様書 (施工条件の明示含む)：Microsoft WORD データ

第 22 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 23 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事 (漁港漁場関係工事)	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種： ●●工、■■工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名				
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
日 付	令和 年 月 日 (月分)			
月 別	予定工程 % () は工程変更 後	実施工程 %	進捗状況	備 考
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
月			日	
記事欄 記載例 【週休 2 日制適用工事】 ○期間目の休日日数 ○日／休日取得日数 ○日 受注者：○○建設(株)				

- 1 工事着手前に、予定工程を記入して提出する。
- 2 毎月末に、実施工程を記入して提出する。
- 3 段階確認項目の予定時期等を記事欄に記入する。
- 4 進捗状況欄には予定工程に対しての先行または遅れ日数を記入する。
- 5 最終月は 100%とする。
- 6 予定及び実施工程の%表示は日数割りで求めることとする。
- 7 進捗を確認するため、予定工程と実施工程が比較可能な工程表を別途添付するものとする。
- 8 履行報告時添付写真は、監督職員から請求があった場合、提出するものとする。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者